

新福岡県立美術館整備事業
コミッションワーク設置計画策定支援業務
プロポーザル実施要領

1 プロポーザル実施の目的

本プロポーザルは、令和11年度の開館を予定している新福岡県立美術館の開館までに、サイト・スペシフィックな複数のアート作品（以下、「コミッションワーク」という。）を美術館内外の敷地内に恒久設置するため、一貫して行う次の業務実施に最も相応しい者を選定することを目的として実施するものです。

- I 計画策定：コミッションワークの設置場所、作品形態、作品数、候補作家、事業スキーム、年次計画、概算事業費等を検討し、外部有識者により構成された委員会の意見を反映し計画としてとりまとめる。
- II 作品選定：Iの計画に基づき、候補作家に作品案の作成を依頼し、作品案の図面作成及び検証を行った後、外部有識者により構成された委員会において作品案を選定する。
- III 作品設計：Iの計画に基づき、受託者とIIで選定された作家で契約を締結するとともに、作品を敷地に設置可能なものとするための設計を行う。併せて作品制作業者選定のための入札書類の作成等を行う。
- IV 作品監理：Iの計画に基づき、IIIで設計されたとおりに作品が制作され、敷地内に設置されるよう監理する。

今年度はまずI計画策定の支援業務を委託します。開館までに新たに設置されるコミッションワークには、話題性を創出して多くの方に訪れていただき作品を通した新たな経験を提供するとともに、新福岡県立美術館の特徴や個性をより強化するものとなることが期待されます。

この期待に応えるため、受託者には、アート作品や作品を依頼する作家への造詣が深いことをはじめ、国内のみならず国際的にも活躍する作家（日本語を母語としない者を含む。）との継続的なコミュニケーションを図ることが求められます。また、I計画策定やII作品選定の際には、地域社会から理解が得られるよう公正なプロセスを構築することが求められます。さらには、III作品設計及びIV作品監理においては作家を主に技術面からサポートし、ともに作品をつくり上げることを期待します。

このため、価格のみの競争によらず、上記の期待に応え本事業を県と協同して進めるパートナーとして最も相応しい受託者を選定するため、プロポーザル方式により積極的な提案を広く求めるものです。

2 プロポーザルに係る一般事項

- (1) 名称 新福岡県立美術館整備事業コミッションワーク設置計画策定支援業務プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）
- (2) 主催者 福岡県（以下「県」という。）
- (3) 募集方法 公募型とします。
- (4) 審査 受託候補者及び次点者（以下「受託候補者等」という。）を選定します。
- (5) 性格 本プロポーザルは、コミッションワーク設置についてプロポーザル参加者の実績、経験はもとより基本的な考え方や必要となる技術力等について、与えられた条件下における提案を基に評価し、受託候補者等を選定するために実施するものです。提案は選定を行うための資料とするものであり、県が提案された内容に拘束されるものではありません。
- (6) 事務局 福岡県人づくり・県民生活部文化振興課新県立美術館建設室
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁 南棟5階
直通電話 092-643-3346
電子メール shinkenbi@pref.fukuoka.lg.jp
受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日を除く。）

3 スケジュール

- | | |
|----------------------|-----------|
| (1) 公募開始 | 11月5日（火） |
| (2) 質問の受付期限 | 11月21日（木） |
| (3) 質問への回答（ホームページ掲載） | 11月27日（水） |
| (4) 参加申込書等の提出期限 | 12月2日（月） |
| (5) 企画提案書等提出期限 | 12月9日（月） |
| (6) 審査会開催（書類審査） | 12月中旬 |
| (7) 審査結果の通知 | 12月中旬 |
| (8) 契約締結 | 12月下旬 |

4 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）の資格要件は、公示日現在において、次の①から⑧までのいずれにも該当していることとします。

- ①業務委託に関するノウハウを有し、かつ当該委託業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有していること。
- ②地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当する者でないこと。
- ③「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」に基づく指名停止期間中で

ないこと。

- ④福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）に定める暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ⑤会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者、破産法（平成16年法律第75号）の規定による会社の更正、再生、破産又は清算の手続開始の申し立てが行われた者のいずれにも該当しないこと。
- ⑥国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑦役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していない者でないこと。
- ⑧再委託先がある場合は、次の要件をいずれも満たすこと。
 - ア 上記①～⑦について、全ての再委託先が満たしていること。
 - イ 各再委託先は、本公募への単独参加又は他の再委託先として参加を行っていないこと。

5 手続き

（1）実施要領の配布

① 配布する資料

- 01 新福岡県立美術館整備事業コミッションワーク設置計画策定支援業務プロポーザル実施要領
 - 02 業務委託仕様書
 - 03 質問書
 - 04 参加申込書、会社概要
 - 05 企画提案書等作成要領
 - 06 付属資料
 - ・新美術館がめざすもの・新美術館でできること 2024年9月（PDF）
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shinkenbi-mezadeki.html>
 - ・新福岡県立美術館整備事業基本設計書（抜粋版）2024年3月（PDF）
https://2029.fukuoka-kenbi.jp/uploads/2024/06/bdd_202406.pdf
 - ・新福岡県立美術館基本計画 2021年11月（PDF）
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shinkenbi-sakutei13.html>
 - ・来て！見て！遊ぼう！ふくおかの県営都市公園（ホームページ掲載記事）
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kenkoen3.html>
- ② 配布開始 令和6年11月5日（火）から
 - ③ 配布場所 県のホームページ（各URLからダウンロード若しくは閲覧ください。）

(2) 質問回答

① 提出方法

配布資料(⑤を除く)についての質問がある場合は、質問書(様式第1号)を電子メールにより事務局に提出ください。提出後は必ず電子メールを送付した旨を電話で連絡ください。電話、FAXによる質問は受け付けません。

② 提出期限

令和6年11月21日(木)午後5時まで(必着)

③ 質問への回答

令和6年11月27日(水)(予定)

質問及び回答は、質問者名を伏せて本プロポーザルを掲載しているページに掲載します。ただし、質問又は回答の内容が、質問者の提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答します。

(3) 参加申込

① 提出方法

本プロポーザルへの参加に当たっては、プロポーザル参加申込書(様式第2号)、会社概要(様式第3号)及び添付書類を電子メールにより事務局に提出ください。提出後は必ず電子メールを送付した旨を電話で連絡ください。

② 提出期限

令和6年12月2日(月)午後5時まで(必着)

(4) 企画提案書

① 提出方法

参加申込後、『企画提案書等作成要領』に基づき作成した書類を事務局あて郵送又は持参により提出ください。郵送の場合は配達証明付き書留郵便かこれに準ずる信書便とします。

② 提出期限

令和6年12月9日(月)午後5時まで(必着)

(受付時間は午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。))

(5) 企画提案書の無効

次のいずれかに該当する企画提案書は無効とします。ただし、正当な理由があると認められる場合についてはこの限りではありません。

ア 提出期限を過ぎて提出されたもの

イ 参加資格要件を満たさない者が提出したもの又は虚偽の記載がなされたもの

ウ 企画提案書等作成要領に示す要件を満たしていないもの

(6) 参加者の失格

審査委員に対し、プロポーザル選考に関し働きかけを行った者、その他審査の公平性を著しく欠く行為を行った者は、失格とします。

(7) その他留意事項

ア 応募は、1者につき1件とします。

イ 提出期限以降の企画提案書の差し替えや追加はできません。

ウ 参加申込書の提出後に参加を取り下げの場合、又は企画提案書の提出後に参加を取り下げの場合は、いずれも遅滞なく、その理由を記載した取下届（様式任意）を県へ提出してください。なお、これを理由として何ら不利益な扱いを受けることはありません。

6 審査・選定の方法

「新福岡県立美術館整備事業コミッションワーク設置計画策定支援業務プロポーザル審査会」において、次のとおり企画提案書の内容を審査し、評価を行い、受託候補者等を選定します。

(1) 提案が1者であっても、審査会を開催

(2) 書面審査とし、プレゼンテーションは実施しない

(3) 担当部署が、内容確認が必要と判断した場合、電話やオンラインで聞き取りを行う

(4) 審査日程 令和6年12月中旬（予定）

(5) 審査結果は、審査終了後、参加者に対し文書で通知するとともに受託候補者名を県のホームページで公開

7 評価方法

次表の評価項目毎に評価を行い、配点内の点数を付け、その合計点を参加者の得点とします。

評価項目	評価内容（評価の視点）	配点
①業務実績	参加者の同種・類似業務の受託状況 ・主な実績を4件まで、業務内容、契約額等を記載してください。	10
②業務経歴	配置予定者（管理責任者又は主たる担当者）が従事した代表作品 ・代表作品は配置予定者が前職で従事したもので可です。 ・代表作品について写真、図等で視覚的にも説明するとともに、当該施設において作品設置がどのように貢献したかを記載してください。	20
③業務遂行力	代表作品において配置予定者が果たした役割 ・②の代表作品において、配置予定者が従事した業務（計画策定、作品選定、作品設計、作品監理等）のプロセスと、そこで果たした役割を記載してください。	20
④実施方針	業務（計画策定、作品選定、作品設計、作品監理）の実施方針 ・「新美術館がめざすもの・新美術館でできること」「新福岡県立美術館整備事業基本設計書」等の付属資料を踏まえ、本敷地をどのように捉え、そこに相応しいコミッションワークを設置していく上でどのようなプロセスで取り組むかについて基本的な考え方を記載してください。	15
⑤実施計画	実施体制、実施スキーム、年次計画 ・④の実施方針に基づく計画を図や表を用いて記載してください。	15
⑥作品配置案	作品設置場所、作品形態、作品数、候補作家等 ・④の実施方針に基づいて、参加者が現時点で考え得る提案を記載してください。	15
⑦予算見積書	本業務に係る経費積算の妥当性 ・ $10 \times (\text{応募価格の平均価格} / \text{応募価格}) - 5$ 上計算定式で得られた結果から小数点以下を切り捨て、整数とします。 ・5以上は「5」、1以下は「1」とします。 ・明らかな違算、不適切な積算、予算額を超えた提案は無効とします。	5
合計		100

8 業務委託契約

(1) 受託候補者等選定後の手続き

- ア 受託候補者と速やかに契約の協議を行い、随意契約を締結します。
- イ 契約が成立しなかったときは、次点者と契約締結の協議を行います。それでも契約が整わない場合は、審査会と協議の上、方針を決定します。

(2) 委託業務概要

- ア 業務名 新福岡県立美術館整備事業コミッションワーク設置計画策定支援業務
- イ 業務箇所 福岡県福岡市中央区大濠1丁目1番1号他
- ウ 業務内容 業務委託仕様書のとおり
- エ 履行期間 契約締結日から令和7年3月28日まで
- オ 予算規模 5,049千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とします。

(3) 契約保証金

契約にあたっては、福岡県財務規則第169条の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を県に納付又は提供すること。提供された契約保証金又はこれに代わる担保は、当該契約が良好に履行されたと確認された場合に還付する。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、これを免除する。

- ア 受託者が保険会社との間に、福岡県を被保険者とする履行保証保険契約（保証金額は契約金額の100分の10以上であること。）を締結し、その証書を提出する場合
- イ 受託者が、福岡県の競争入札参加資格を有する場合において、過去2年の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合（このことを証する発注者の証明を提出したとき、又は契約書の写しに発注者が契約の適正な履行完了を認めた書類の写しを添付したとき。）

(4) 留意事項

本委託業務に対する成績評価を実施した結果、令和7年度以降に予定する「Ⅱ作品選定」以降の支援業務についても随意契約を行うことがあります。

9 その他留意事項

- (1) 応募書類の提出、契約その他の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (2) 応募書類の作成、応募等に要する費用は、参加者の負担とします。

- (3) 提出された応募書類は原則として返却しません。
- (4) 審査後に、参加者が参加資格要件を満たさないことが判明した場合や、提出書類に虚偽の記載があると判明した場合は、その提案を無効とし、選定の取り消しを行うことがあります。また、これにより県が損害を被った場合には、賠償を請求することがあります。
- (5) 県は、参加者に無断で企画提案書等を本プロポーザルの目的以外には使用しません。なお、情報公開請求を受けた場合は、福岡県情報公開条例（平成 13 年福岡県条例第 5 号）に規定する非開示情報に該当するものを除き、開示の対象となります。
- (6) 企画提案書に係る著作権は提案者に帰属します。ただし、県は、本プロポーザル結果の報告、公表等に必要の場合には、提案者の承諾を得ずに提案書の内容を無償で使用できるものとします。
- (7) 審査会での選定後に契約を辞退する場合は、その理由を記載した辞退届（様式任意）を提出してください。
- (8) 契約締結の際に、所定の様式の暴力団排除に関する誓約書を提出するものとします。
- (9) この要領に定めるもののほか、本プロポーザルの実施に際し必要な事項は、県が別に定めます。